

「契約遵守」はなぜ自然法か

「契約」研究プロジェクト・ワークショップ

2008年10月31日 内藤 淳

I. 本報告の趣旨

1. 「契約」の法哲学的研究として

「契約」に関する根源的な問い…なぜ契約を守らねばならないか？その正当化根拠

2. 21世紀の人類社会の考察に向けて：EUに見られる超国家的共同体の研究

(i) 「合意」に基づく超国家共同体の設立…「合意」は超国家的道德原理？その正当化根拠は？

(ii) 「国家による法」でなく、「国家を超えた法」(超国家的共同体の法)の基礎…自然法？

II. 自然法としての「契約遵守」

◆「契約(約束)を守るべし」は、人間社会で広く共有されている道德的・社会的規範

*本報告では、法的契約にとどまらず、広い意味での「約束」「合意」を含めてそれらに拘束力を認める社会的・道德的規範を想定して話を進める。

多くの自然法論者がそれを「自然法」の中に挙げる。

・グロチウス：「約束を履行する義務」¹

・ホッブズ：《第二の自然法》「権利の相互的な譲渡」＝「契約」²

《第三の自然法》「ひとびとは、むすばれた信約を履行すべきだ」

・ロック：「約束を守るという義務」＝「自然から生ずるもの」³

◆自然法の根拠づけ

・グロチウス…「正しき理性の命令」

それが生じるのは、神が人の理性に当該命令を命じるがゆえ。大元は神の意思。

・ロック…人間の「理性」によって見出されるもの

我々が、理性によって「この世界の構造を注意深く考察」すれば、その見事な構造から「これら万物には全知全能の創造者がある」と「疑いもなく帰結される」。「この創造者がこの世界を無為無目的につくった」はずはなく、「神が人間に何ごとかをなすように意志したのだ」ということは、まったくあきらかであるから、その中で「われわれのなすべきことがらにかんする上位者の側の意志」が自然法の源。

⇒中世以来の神学的自然法論と共通。

より合理的な説明は？

——物事の合理的説明の典型は科学。科学的な知見・論理による説明は？

→ホッブズ⁴

¹ 『戦争と平和の法』「序言」邦訳9頁、11頁。

² 「人が…(それを特定の人のものであるとする意図をもって)かれの権利をすてたり与えたりするならば、そのばあいにかれは、そういう権利の譲渡または放棄をうけた相手の人びとが、その権利の便益をえるのをさまたげないように、義務づけられる…」(『リヴァイアサン』邦訳(一)219頁)。なお、ホッブズの「契約」「信約」「合意」の使い方は、北井「ホッブズの契約法論」で整理されている。

³ ロック「自然法論」邦訳143頁。下での引用は、同書157-159頁より。

Ⅲ. ホッブズによる自然法の論証⁵

◆「理性」＝類推・計算能力による自然法の論証⁶

(1) 人間の運動や心理は、外部からの刺激に応じた反応。「自己保存」に向けて喚起される。

…「自己保存」を助長する対象や運動を「快」に、それを阻害するものを「苦痛」に感じ、それに即して動く。

人間＝「自己保存に向けた運動体」

(2) その人間は心身の諸能力がほぼ平等。そのため、自らの「自己保存」の達成に向けて誰もが同じように希望を持ち、それを実現させようとする。複数の人が同じ資源を欲しそれを奪い合う状態が発生。

→「たがいに敵」「相手をほろぼすか屈服させるよう努力」「先手をうつ」

「さらに、人びとは、かれらすべてを威圧しうる権力がないところでは、仲間をつくることをよるこばない（反対におおきな悲歎を感じる）」

自然状態＝「各人の各人に対する戦争」

(3) そこでは「なにごとにも不正ではありえない」「正邪と正不正の観念は存在の余地を持たない」

「かれ自身の自然すなわちかれ自身の生命を維持するために、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用する」自由＝自然権

「各人はあらゆるものに、相互の身体に対してさえ権利を持つ」

→「自己保存」が脅かされる。「死への恐怖」⁷「自然が通常、人びとに対して生きるのをゆるしている時間を、生きぬくことについての保証はありえない」。

(4) これは、どの個人にとっても最悪の、嫌悪の対象であり、各人はここから脱け出したいという強い欲求を持つ。これを脱け出し「自己保存」と安全を確保するために理性が見出す戒律が「自然法」。

第一の自然法：各人は、平和を獲得する希望があるかぎり、それに向かって努力すべきであり、そして、かれがそれを獲得できないときには、かれは戦争のあらゆる援助と利点を、もつめかつ利用していい。

第二の自然法：人は、平和と自己防衛のためにかれが必要だとおもうかぎり、他のひとびともまたそうであるばあいには、すべてのものに対するこの権利を、すすんですてるべきであり、他の人びとに対しては、かれらがかれ自身に対してもつことをかれがゆるすであろうのとおなじおおきさの、自由をもつことで満足すべきである。

第三の自然法：人びとは、むすばれた信約を履行すべきだ。

（以下、第十九まで。『リヴァイアサン』14、15章）

⁴ ホッブズの議論の「科学性」を評価する指摘は数多い（例えばワトキンス、藤原など）が、ここではその方法論に着目して、人間行動進化学を規範理論に取り入れる「先駆」的位置づけでホッブズの立論内容を検討したい。

⁵ ホッブズの自然法の論証は、初期の著作と『リヴァイアサン』で相違が見られるという指摘もある（秋元）。本報告では『リヴァイアサン』での論証を対象にしている。

⁶ この点で、ホッブズは、計算能力としての理性以外に、正しい価値判断をする「正しい理性」にも言及しており、理性を二重に想定しているとの指摘もある（妹尾 41・42 頁）。が、ここでは前者の理性に基づく自然法の論証に焦点を当てる。

⁷ 「そのような状態においては、勤労のための余地はない。なぜなら、勤労の果実が確実ではないからであって、したがって土地の耕作はない。航海も、海路で輸入されうる諸財貨の使用もなく、便利な建築もなく、移動の道具およびおおくの力を必要とするものを動かす道具もなく、地表についての知識もなく、時間の計算もなく、学芸もなく文字もなく社会もなく、そしてもっともわるいことに、継続的な恐怖と暴力による死の危険があり、そ

◆「自然法」の導出論法

「自己保存に向けた運動体」である人間が、生命・安全が脅かされる「自然状態」を脱け出し、「自己保存」を確保するために、理性的に（事実に基づく推論に従って）見出す一般法則

⇒「自己保存」のための合理的手段（目的達成のための方法的規則）としての自然法

①対象（人間）の目的、性質、状況を「事実」レベルで確定

②その性質と状況に照らして、目的達成に必要な手段として「規範」（べし）を導出

*事実に基づく規範の正当化方法

：「人びとがかくかくの欲求を持ちそれを充足したいと願っている事実」に基づき、「それを充足するためにはどういう手段が必要かという目的－手段関係」として規範（「べし」）を合理的に導く⁸。

◆ホッブズの難点

・人間理解が主観的・ホッブズ自身の経験と観察による分析。

・利他性の説明ができない⁹。

*これら「事実」理解の点で問題があるが、そこを修正すればホッブズの「方法論」は有効で、人間行動進化学を活用した自然法論に道を拓くもの。

IV. 人間行動進化学による「契約遵守」の根拠

◆ホッブズの「人間本性」「自然状態」の修正

・各人の目的：「自己保存」→「生存」「繁殖」「資源獲得」（繁殖上の利益）

*「利己的」人間観であることに変わりはないが、ここでの「己」は、自分という個体ではなく「自分の遺伝子」。

・利他的性質が「利己性」から説明される。

…自分の「繁殖上の利益」になるがゆえに一定の利他的性質が進化

・「自然状態」は集団生活・「資源獲得」「防衛」上の利益

⇒「Selfish Gene」に基づく（一元的）「利己的人間」理解……ヒトは「（繁殖上の）利益に向けた運動体」

◆「なぜ契約を守るべきか」——それが利益になるから。

(1) 互惠的利他行動の理論

・人間は、単独で資源獲得をするのは稀。他者との交換や協力を通じて（互惠的利他行動により）資源獲得・安全確保。

・契約や約束はその重要なツール。（将来の互惠行動を契約して資源獲得の見込みをたて、将来の反対給付を信約してタイムラグのある互惠関係を成り立たせる。）

・契約を破ることは、（たとえ一時的に利益になっても）相手との互惠関係を失うという不利益につながる。（社会生活という人間の環境条件に照らして反・適応的な行為である。）

れで人間の生活は、孤独でまずしく、つらく残忍でみじかい。」（『リヴァイアサン』13章、邦訳（一）211頁）

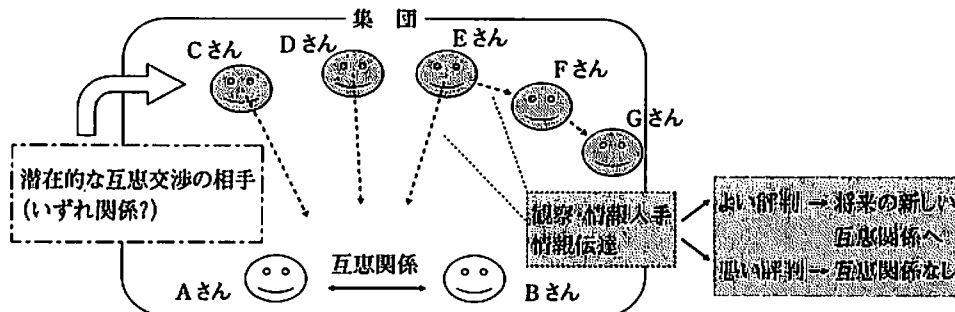
⁸ 内井 172-175 頁。

⁹ 初期の著作から後期に移るにつれて、ホッブズは、「利己性」では説明できない人間の利他的性質の存在を強く認めるようになったとの指摘もある。妹尾、32-34 頁。

(2) 間接互惠の理論

- ・人間社会は間接互惠のネットワーク。(図1参照)
- ・その中で、「評判の利益」を確保し、互惠関係の可能性を維持・拡大することは人間にとって最重要の「利益」(それを失って他者との互惠関係維持・拡大が閉ざされたら死活問題)。
- ・契約や約束を破る行為は「評判の利益」喪失につながる。

図1 集団内の「潜在的な互惠交渉の相手」との関係



Aさんは、Bさんに対して(あるいはその他の普段の振舞いにおいて)積極的に利他的な行動を行うことで、Cさん以下周囲の他者に、自分が「利他的な性質を持った、互惠関係を築くに望ましい相手」であることを印象づけ(「よい評判」を得)、それによって今後Cさん以下の人たちと互惠関係を築く可能性を高められる。逆に、Bさんとの関係や普段の振舞いの中であまり積極的に利他行動を行わなければ、Cさん以下から「互惠関係を持つに望ましくない相手」と思われてしまい(「悪い評判」を得)、彼らと将来互惠関係を結ぶ可能性が狭まる。

内藤『自然主義の人権論』123頁より

人間は、

- ・「繁殖上の利益(生存・繁殖・資源獲得)」に向けた運動体
- ・「集団生活」という環境条件下にある

→そこで目の前の相手との互惠関係を通じて「利益」を得、また周囲の「評判の利益」を確保するには、「契約や約束を守る」「そういう原則で行動する」ことが有効!

……「目的達成のための合理的手段」として「契約を守るべし」(←ホッブズと同じ論法)



集団生活における「利益」確保の基本セオリー

- ・「契約を守るべき」(それが道徳的に善い)根拠は、そうすることが「利益」獲得のために合理的だから。

*このとき、

- ・(二者間の) 互惠関係の中で自分が「約束を守る」ことは、相手側の利益にもなる。
「約束を破られる」→そこから生じる損害、互惠関係のパートナーの喪失
- ・間接互惠の中で「評判の利益」を失わないよう自分が「約束を守る」ことは、周囲の他者の利益にもなる＝「望ましい互惠関係の相手」候補の確保



私にとって「利益確保のセオリー」である「契約遵守」は、他者にとっての「利益」確保にもなる。

(自他の利益の「均衡点」的行為)

自らの利益のためにす「べき」行為＝相手方や第三者から見ても(その人の利益のために)される「べき」行為。

◎当該行為への(周囲からの)「承認」「要求」⇒「べし」の規範性

※このように、自分にとっての「利益確保のセオリー」が、他者にとっても「利益」にかなない(利益の合致)、周囲から「承認」「要求」されるとき、そのセオリーは、誰にとっても尊重・遵守すべき「正義」「自然法」となる。「契約遵守」はその具体的規則のひとつ。

V. これに対する批判——ケルゼンの自然法批判より

- ・方法二元論(「事実・存在」と「規範・当為」の峻別):「である」命題から「べし」命題は導出できない。
- ・価値相対主義:価値判断は理性では解決不可能。主観的感情による。

◆「目的のための手段としての正当化」

「手段と目的との関係は、ちょうど、原因と結果との関係のようなものである。だから、経験によって、また、科学的、合理的に決定することができる。」(「正義とは何か」19頁)

◎しかし、こと「正当化」については、この論法では不十分

「もし、何かあるもの、特に人の行動が、ほかのある目的に対する手段としてだけ正しいものと認められるというようなときには、その目的も正しいかどうかという疑問が必ず起こってくる。そして、この疑問は、結局、最終最高の目的を想定せざるをえなくなる。……もし、人の行動が、単にある目的にかなった手段だからという理由だけで正当と認められるようなときには、その行動は、条件付で正当なのであり、つまり、その前提となっている目的自体も正しいということを条件とした正しさにすぎない。……もし、その最終目的が正しくなかったとすると、その目的を達成する手段も、やはり正しくなかったことになるからである。」(同書21頁)

例)「Aさんを喜ばせるために(目的)、温泉旅行に連れていく(手段)」場合、

……Aさんが温泉好きとかなにかで、それが目的達成に効果的・合理的であると言えれば「手段」としては「正しい」。が、……その上で、

Aさん＝「自分の妻」なら善いこと

Aさん＝「愛人のOL」なら不倫

⇒上での立論には「目的そのものの正当化」が欠けている。(それは価値判断の領域。合理的には判定できない。)

◇回答:しかし、ここでの立論に対して「目的の正当化」を問うのはナンセンス。

- ・ホップズは、人間を(事実に)「自己保存に向けた運動体」と捉える。
- ・人間行動進化学では、人間は(事実に)「生存・繁殖(上の利益)に向けた運動体」と捉えられる。

⇒人間は、身体・神経(内面作用を含む)機構として「自己保存」「生存・繁殖」に向けて動く、そういうふうになっている存在。そうでない人間は基本的にいない。

……「意識」は、その機構の中の一装置。そこで例えば「苦勞するから私は子供は欲しくない」という意識を持つ人がいたとしても、そういう人も、精子を作り排卵が生じ、性的接触に「快」を感じ、異性とのふれあいを喜ぶ＝身体・神経機構全体としては「繁殖」に向けて動いている。

*ブレーキやサイドブレーキのように「自らを動かなくさせる装置」が自動車についているからといって、自動車が「人や物を乗せて動くもの」であることは否定されない。個々具体的な自動車の中に、配線ミスや故障でブレーキの解除ができなくなり、まったく動かないものが存在していても同じ。

●人間は「生存・繁殖」に向かう存在であるのだから、「生存・繁殖」を価値的に否定して、それに基づく規範を考えても意味がない。

……性行為や排泄行為を価値的に否定して「すべきでない」とし、それに基づいて「性行為禁止法」「排泄禁止法」を正当な規範として作っても意味がない。(個々の例としては、心因性で性行為不能な人、遺伝的に排泄障害を持つ人がいたとしても。)

VI. 再批判

1. 再批判①：それでも「生存・繁殖」を肯定していることに違いはない！

：「意味がない」と言っても、「目的に対する手段」として一定の規範を正当化する限り、暗黙のうちに「目的」そのものを規範的に是認している。根拠づけすることを逃げていてだけで、結局、上の議論では、「生存・繁殖」が規範的に肯定されていることに変わりはない。事実論としての正当化なのではない。

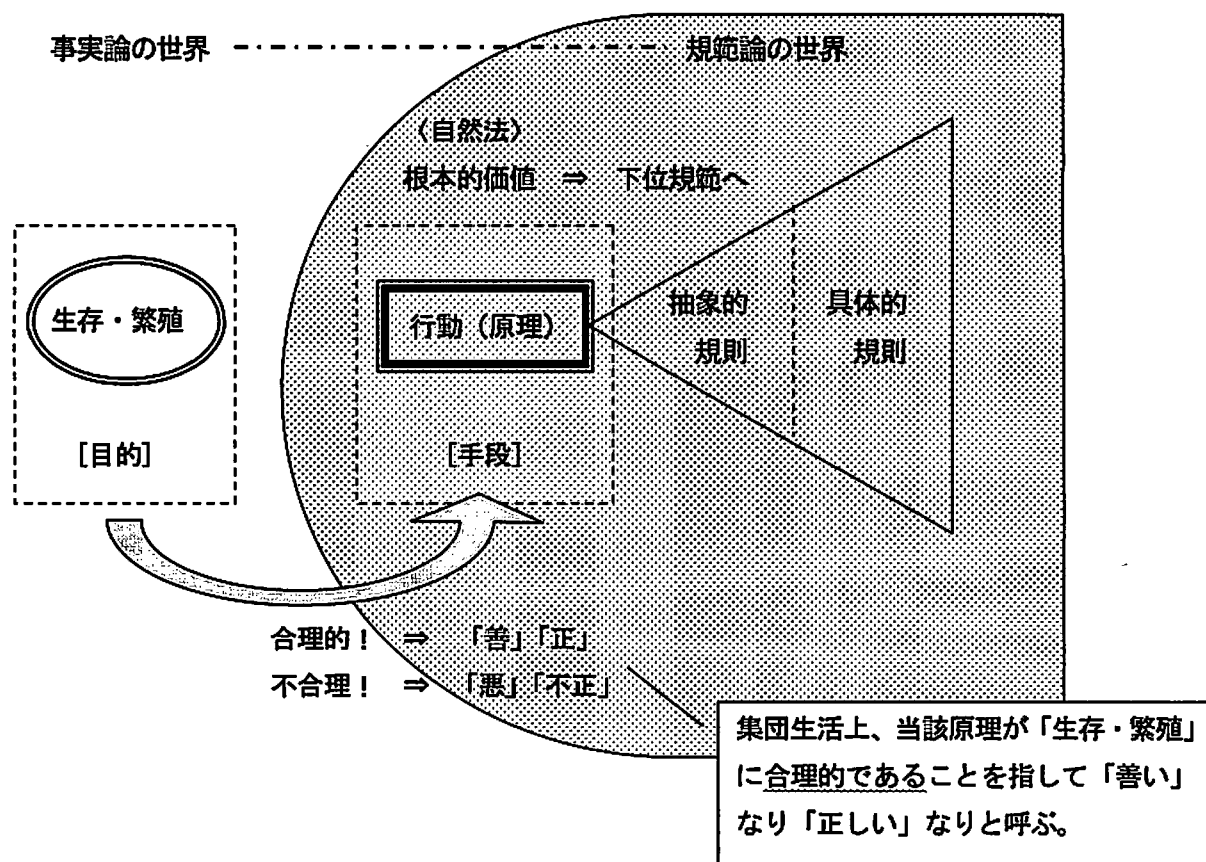
⇒回答

：そうではない。ここでの理解は、(事実として)「生存・繁殖」に向けて人間の身体・神経機構が作用しているということで、そこに「善い」も「悪い」もない。人間にとっての必然的・事実的な志向対象が「生存・繁殖」。

*善悪、正不正は、代替的な行為・行動可能性があるところで成立する概念。人間は腕を二本持ち、食べ物を胃で消化するように「できている」のだから、「腕が(3本でなく)2本であることは正しいか」「(肺でなく)胃で消化することが善だと言えるのか」といった問いは成立しない。

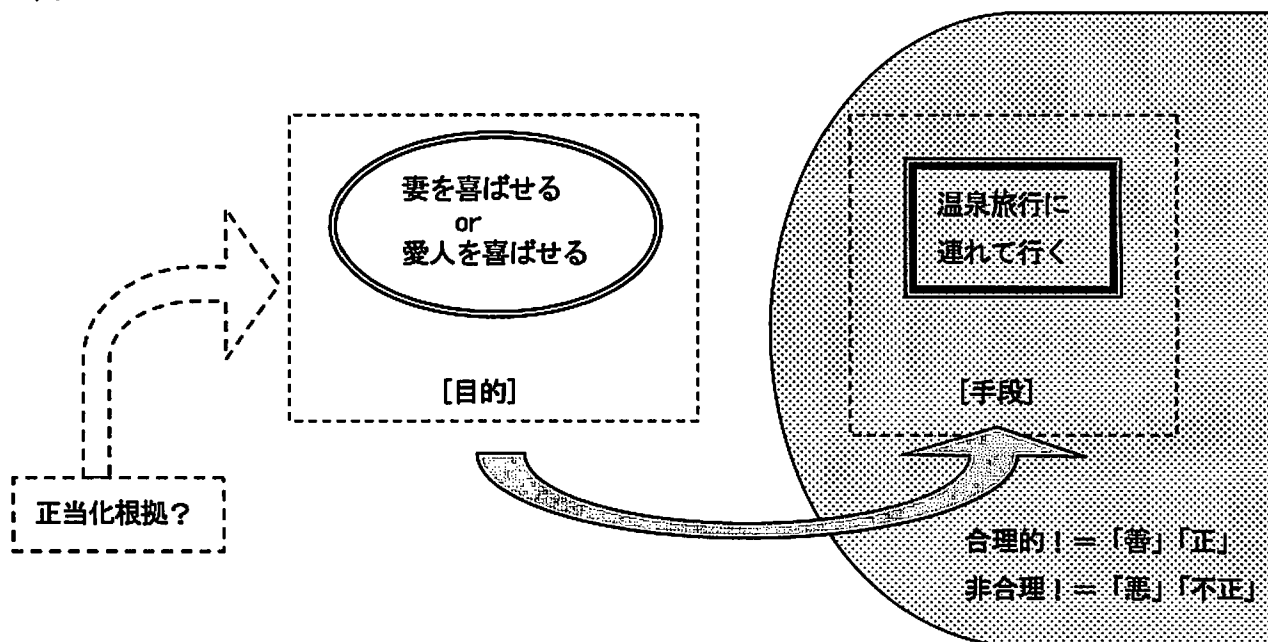
◎人間が必然的に志向している「生存・繁殖」に対して、個々の行動や行動原理がその実現のために「合理的」手段になっているという、その「合理性」から「善」「正」が発生している。

図2：事実的「目的」と「規範」論との関係



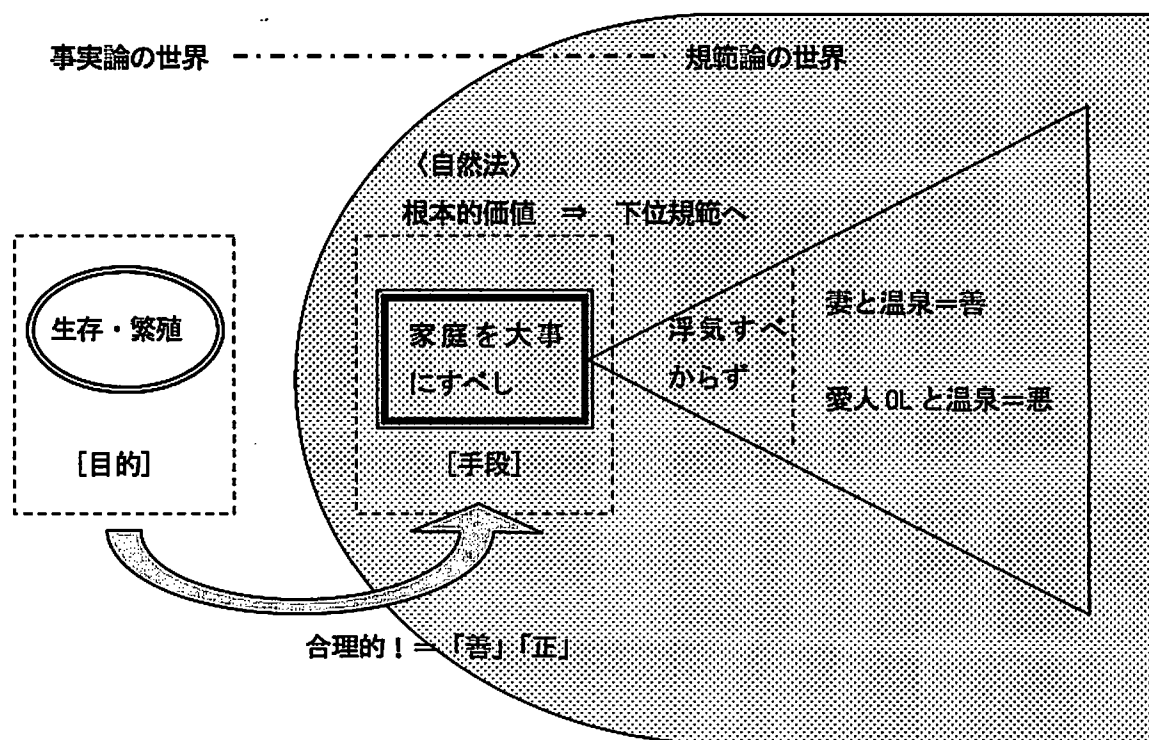
しかし、実際に先の温泉旅行の例で見れば、単に「目的達成のために合理的か否か」でなく、目的そのものの正当化根拠が問われるのではないか？という疑問があるかもしれないが、それは……

図2-1：



という位置づけでその例を考えるから。しかし、ここでの理解では、その例は、

図2-2：



という構造の中に位置づけられる。

「妻を喜ばせる」か「愛人を喜ばせる」かについては、抽象的規範である「浮気すべからず」により前者が正当化され後者は正当化されない。その「浮気すべからず」の正当化根拠は、根本的価値としての「家庭を

大事にすべし」命題で、

その根本的価値は「生存・繁殖」という目的に照らした方法論的合理性から発生する

というのがここでの主張。(あくまで根本的価値の正当化として「方法論的合理性」論法を想定している。)

2. 再批判②：メタ倫理学での定義論批判と同じことがここにもあてはまる。

・定義論：「価値」(べし)は「事実」(である)によって定義できる。

例)「よい」=好意的関心の対象であることと定義すれば、

あるものが「よい」か否かは、それが好意的関心の対象であるか否かによって事実に(客観的に)判定できる。(規範的判断は事実に判断に転化できる。)

・これに対する批判

：そういう定義ができたとしても、なお「だがそれははたしてよいか？」という問いが成立する。

→愛人 OL との逢引は、好意的関心の対象である。(そのことには同意する。)だがそれははたしてよいか？

定義が正しいなら、こうした問いは成立しないはず。

・本報告の主張は、根本的な正不正の判断は、それが「生存・繁殖に向けて合理的な手段」であるか否かによって判定できるというもの。ここにも「それははたしてよいか？」という問いが成立する。

→「約束を守ること」は「生存・繁殖に向けて合理的な手段」である。(そのことには同意する。)だがそれははたしてよいか？

⇒回答

：ここで付加されている問いは、要するに「定義の正しさ」を問題にするもの。

——「好意的関心の対象であるものはよいか？」

で、OLの例の場合、定義がまちがっているから、この批判が成立するように見える。

(「よい」とは「好意的関心の対象である」という定義がおかしい。これは「よい」の定義として不十分。OLの例での問いはそのことを浮かび上がらせるもの。)

定義を正しくすればこういう問いは成立せず、この批判は当てはまらない。

*価値を事実によって定義できるという定義論の考え方が間違っているのではなく、具体的な定義の内容がまちがっているだけ。

——「生存・繁殖に向けた合理的な手段である」ものは正しいか？という問いは成立しない。「生存・繁殖に向けた合理的な手段である」ものは正しい！(この問いは、「オフィスに一番近い駅は、オフィスの最寄り駅か？」「平幕が横綱に勝つのは金星か？」と尋ねるのに等しい。答えは「それを指して『最寄り』『金星』と言うのだ！」)

3. 再批判③：意思の問題

・「単に、因果律によって結び合わされた事実の体系としての自然は、意思を持っていないのだから、決して、ある人の行動を規定するというようなことはない。事実からは、つまり、ある事実が存在しているとか、あることが実際に起こったということからは、何が存在すべきだとか生ずべきだとかいう帰結を決して導くことはできない。合理的自然法論が、自然から、人間の行動に関する規範を引き出そうとする限り、その試みは、すべて詭弁に基づくものというほかはない。このことは人間の行動に対する規範を、人間の理性から演繹しようという試みにもあてはまる。人間の行動を規定する規範は、[理性からで

はなく] ある意思からだけ発しうるものである。そして、その意思は、形而上学的な考え方を除外するならば、人間の意思でしかありえない。人間が、ある仕方で行動すべきである（実際には、そのように行動しないとしても）という主張は、人間の意思行為によって、その行為を規定する規範がつくられていることを前提にして、はじめて、人間の理性によってもなされうる。」（「正義とは何か」43頁）

・先の論証に従って、「約束を守る」ことが「各人にとって生存・繁殖に合理的な手段」だと言えるとしても、それを「従うべき法（規範）」とするかどうかには直結しない。そこには「それに従おう」という我々自身の意思（あるいは「それに賛成する！」という我々自身の態度）が伴っていなければならない、そうではないと規範ではない。

*先の論証だと「約束を守る」ことは「各人の生存・繁殖にプラスだ」という自然法則（事実法則）が導かれただけであって、それと自然法（規範）との間には距離がある。

「なるほど A 原理は我々の生存・繁殖にプラスであるようだ。しかし、それでも我々は A 原理でなく B 原理の方を尊重すべきと考えるからそれに基づいた法を作る！」というケース

例 1) 特定の指導者に帰依することが自らの至上の目標で幸福だとみんなが思い、指導者への奉仕やお布施を率先して行う集団で、「奉仕の義務」「私的財産の否定（あらゆる財は指導者のもの）」を定める法が作られ、みんながそれを率先して遵守しようとする。

例 2) 生存・繁殖上のプラス／マイナスなどに関わらず、「個人の自由」が価値として絶対視される、そういう価値観が浸透した集団で、自由への一切の制約（「公共の福祉による自由の制約」「経済政策に基づく財産権への制約」など）を否定する立法（あるいは法解釈）がなされ、みんながそれに賛同している。

例 3) 同様に「平等」が絶対視された集団で、私的財産権を一切否定し、あらゆる財を共有とする立法がなされ、みんながそれに賛同している。

これらの法が「正しい法」か？という問題はあるが、ともあれ、当該集団では（人々の生存・繁殖への効果に関わらず）それが法として通用している、そういう状況は想定可能。これらの例から……

法が法たるには、それを規範として「従おう」という人々の意思（それに規範的に賛成するという態度）がそこに伴っていることが必要条件である

ことが分かる。



しかるに、本報告での主張では、この「意思」条件が抜けている。（自然法を論証したのではなく、人間の社会行動についての自然法則を指摘したにすぎない。）

⇒回答

《1st ステップ》

・意思はここでの人間理解の中に包摂されている。

人間は「生存・繁殖に向けた運動体」であり、感情や思考などの内面作用もその装置のひとつだから、原則として人間は「生存・繁殖」への意思を持つ。（本人にとっては無意識的なレベルにとどまっていたとしても。）

◎「それが生存・繁殖に向けて有効である、合理的手段である」ことを示せば、そこに各人の意思が伴うことは（人間理解の前提から）自動的に想定される。

*その意味で、ここでの議論で示されているのは、（各人の意思と距離を置いた）自然法則ではなく、各人が意思し賛成する「自然法」。

《2nd ステップ》

- ・他方、現実には、後天的にインプットされる情報などの影響で、「生存・繁殖」以外の「指導者への帰依」とか「完全自由」「完全平等」などに対する意識的コミットが個人個人に生じることはある¹⁰。そして、これらが価値として多くの人に意識的に志向され、それに基づく規範（法）が作られることもある。
- ・本報告の立場では、これらは「自然法に反する法」ということになるが、そういう法が作られ、その集団で承認・尊重されている限り、それが法であることは否定できない。（この点で、本報告は自然法論でありながら、「自然法に反する法は法ではない」という、通常自然法論でとられる立場をとらない。）
- ・ただし、だからといって、現実に法を作るときにはどんな内容でも同等に望ましいという意味ではない。そこに規範的基準は存在し、「正しい法」と「そうでない法」あり。

その基準が（ここで示した）「自然法」…「自然法にかなう法を作るべき」という主張
自然法にかなう規則を作ることがあなたの利益にかなうのだから、あなたもそういう規則を作り尊重しようと思いますよね、それに向けた意思を持ちますよね、という主張。

自然法に反する法を作ることにも現実にはできるが、しかし、法を作る際は自然法に従って、各人の「生存・繁殖」にかなう法を作るのがよい、自然法を立法の基準にせよ！という規範的立場。
（「自然法主義」）

事実レベルで生存・繁殖に効果があるとかないとかは法に関係ない話で、なにかの形で我々が意識的に価値だと思うものに従って法を作るべき、あくまで（意識上の）規範的議論の次元で法を考えるべきという主張。
（「意識的価値法主義」）

「事実と規範の峻別」を主張する学者、法実証主義者の多くは（暗黙のうちに）この立場をとっている。

4. 再批判④：利益は根拠ではなく結果

- ・契約を守るのが利益につながる人が多いのは事実だが、現実には、それを破った方が利益になるケースもある。そういうときでも、我々は「約束したのだから…」と思い、不利益になっても約束を守ろうとする（ことがよくある）。

¹⁰ こうした「帰依」や「信奉」が個人の内心に生じるのも、その人の経験や受けた教育を通じて「それが自分にとって生存・繁殖上の利益になる」と本人に（無意識に）認識されているためだと考えられる。その意味で、基本的にはこうした「帰依」「信奉」も、「生存・繁殖」に向けたその人の「活動」のひとつと言えるが、現実にはそれが本人の「生存・繁殖」にかなっていないことが多く、この場合は、情報のインプット（その人の後天的経験）に「エラー」が生じている。（もともと「生存」「繁殖」に向けた一装置として存在している人間の意識的思考に、後天的に不適応的な情報がインプットされることで生じる「エラー」。）

例1) 自分の車を同僚に 30 万円で売る約束をしていたところ、後になって 50 万円で買いたいという人が現れた。

→後者に売った方が得だが、約束通りの金額で A に売る。

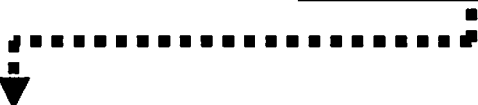
例2) 長期の海外旅行に行く友人のペットを預かることになり、その間、ある高級ブランドのペットフードを食べさせることを約束し、代金を預かった。

→安いブランドのペットフードを食べさせて差額を懐に入れれば得だが、約束通り高級ペットフードを日々買い与える。

- ・これらは、約束を守ることが利益になる／ならないではなく、それとは別のところに「約束を守る」(その拘束力の) 根拠がある証拠では? 「利益」は、あくまで契約や約束を守った結果として生じる。

⇒回答

- ・一見「不利益になっても約束を守ろうとする」ように見えるケースでも、よく見るとそっちの方が利益にかなっている場合がほとんど。(互恵的利他行動、間接互恵における「評判の利益」)
- ・例1のようなケースでも、同僚とのその後のつきあいへの(悪)影響、そこから広まる自分の「評判」(「いったん約束しても、あいつは気が変わるから信用できない」など)による「逸失利益」を考慮すると、やはり約束を守ることの方が「利益」。
- ・例2のように、約束を破っても、それが表に出ないなどで直接・間接の互恵関係への影響がほとんどない場合もあるが、それは例外。原則的には「約束を破る」と不利益。



この「原則」から導かれる2段階の説明

①

- ・このように「約束を守ることが原則として利益になる」環境の中で人間が生きてきたことから、そういう環境条件への「適応」として、人間には「約束を守る」ことに向けた心的性質が進化し、先天的に備わったと考えられる。
→「フリーライドするのを好まない」感情作用(いわゆる「道徳感情」「良心」)
(周囲の人から恩を受けたら「感謝」し恩返ししようとする感情、恩返しをし損なったらそれを悔い相応の利益を相手にもたらそうとする「罪悪感」、フリーライドする人に対して怒る感情など)
- ・これらの感情作用により、個別的には利益にならない場面でも「約束を守る」行動に人間は方向づけられる。

②

- ・「約束を守ることが原則として利益になる」なら、その「原則」を自分の行動指針として内面化すると利益的。個人の意識レベルでは、「約束を守るのと破るのとどっちが利益になるかはケースバイケース」という意識を持つより、「約束は一律守るぞ!」という意識を持つ方が利益的。
*ケースバイケースで自分の利益を(間接互恵による長期的効果も含めて)完全に計算できるなら話は別だが、そんなことはまずない。
- ・そのためには、「約束を破って得をした!」という経験はしない方がよい。「約束を破って得をしない(そういう成功体験を持たない)」ことが自分の利益になる。
- ・よって、例2の場合も、(安いペットフードを買って代金差額を自分のものにする)のではなく、友人との「約束を守る」ことが自分の利益になる。「約束を守るべき」根拠はやはり「利益」。

*①の場合、そうであるなら「約束を守る」ことの元（それを規範として成り立たしめる元）は、利益ではなくそうした「感情」ではないかという批判がありそうだが、こういう感情が人間に備わったこと自体がそこに「（繁殖上の）利益」があるためだから、やはり「約束を守ることの根拠は利益」と言える。

・このように、“個々の場面で「約束を守る」ことから得られる利益”にとどまらず、「約束を守る行動を原則としてとる」ことから生じる「利益」が「約束を守るべき」根拠。

∴「なぜ契約を守るべきか」の根拠は、人間とその社会の事実を照らして「それが（繁殖上の）利益になる」ことに求められる。それを含めて、社会的・道徳的規範（の根本）は、「社会生活の中で生存・繁殖のために合理的な方法」として成立することが、人間行動進化学の知見から示される。これが「自然法」。こうした見方に対するさまざまな批判にも再反論可能。（「合意」の拘束力には普遍的妥当性があるし、「自然法」も存在 → 超国家的共同体やそこでの法の研究にも応用可能。）

【主要参考文献】

- グローチウス『戦争と平和の法』（邦訳：一又正雄訳、酒井書店、1996年復刻版）
ジョン・ロック「自然法論」、『世界大思想全集 社会・宗教・科学思想編 2』（河出書房新社、1962年）
トマス・ホッブズ『リヴァイアサン（一）（二）』（水田洋訳、岩波書店、1954年）
J・W・N・ワトキンス『ホッブズ——その思想体系』（田中・高野訳、未来社、1988年）
ハインリッヒ・ロンメン『自然法の歴史と理論』（阿南成一訳、有斐閣、1956年）
ハンス・ケルゼン『正義とは何か』（宮崎繁樹他訳、木鐸社、1975年）
リチャード・ドーキンス『利己的な遺伝子（増補新装版）』（紀伊國屋書店、2006年）
秋元ひろと「自然なき自然権——ホッブズの自然権論と近代個人主義」『哲学雑誌』119巻791号（2004年）
内井惣七『進化論と倫理』（世界思想社、1996年）
大沼保昭編『戦争と平和の法〔補正版〕』（東信堂、1995年）
北井辰弥「ホッブズの契約法論」『桐蔭論叢』12号（2005年）
佐伯宣親『近代自然法論の研究』（成文堂、1988年）
妹尾剛光『コミュニケーションの主体の思想構造——ホッブズ・ロック・スミス——』北樹出版、1986年
内藤淳「メタ倫理学・メタ法価値論と進化生物学」(1)・(3)・(完)『一橋法学』3巻3号・4巻1号（2003-04年）
——『自然主義の人権論』（勁草書房、2007年）
長谷川寿一・眞理子『進化と人間行動』（東京大学出版会、1999年）
藤原保信『近代政治哲学の形成——ホッブズの政治哲学』（早稲田大学出版部、1974年）
森村進「ジャン・ナーヴソンの契約論的リバタリアニズム」『一橋法学』7巻2号（2008年）
Richard D. Alexander, *The Biology of Moral Systems*, Aldine de Gruyter, 1987.
Grant A. Brown, "Morality as an Evolutionarily Stable Strategy: A Naturalistic Account of Libertarianism," in Malcolm Murray (ed.), *Liberty, Games and Contracts: Jan Narveson and the Defence of Libertarianism*, Ashgate Publishing, 2006.
Michael Ruse, *Taking Darwin Seriously*, Blackwell, 1986.
Robert Trivers, "The Evolution of Reciprocal Altruism," *The Quarterly Review of Biology* 46 (1971).